

<h1>国民大運動行動報告</h1>	<p>第015号 2018年 9月4日</p>	<p>「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」 国民大運動実行委員会 〒113-8462 文京区湯島2-4-4 全労連会館内 Tel 03-5842-5611 Fax 03-5842-5620</p>
--------------------	---------------------------------	---

～2019年度予算編成に関わる省庁交渉報告②～

消費税増税は延期ではなく中止し、国民本位の予算編成を！

国民大運動実行委員会は、来年度概算要求に向けて国民本位の予算編成が行われるよう、7月20日から30日の間、8か所の省庁に対して要請を行いました。そのうち7月20日に行われた農水省、30日に行われた厚労省、総務省、経産省の交渉概要を紹介いたします。

<農林水産省>

西日本豪雨災害による "ひとりの離農者も出さない" 万全な対策を求める！

7月20日に行われた農水省交渉では、農民連の笹渡会長、湯川、齋藤両常任委員、勝又新聞「農民」編集長、藤原事務局長次長、横山ふるさとネットワーク、岡崎国際部副部長が出席し、農水省側は国際部の下平専門官、川口課長補佐、生産局の香川専門官、大倉課長補佐、農産企画課の佐久間・日笠両課長補佐、経営安定対策室の前野係長、穀物課の小口・瀧上両課長補佐、経営局の渡辺専門官ら計10名が対応した。交渉に先立ち、笹渡会長が要請書を手交し(写真右)、要求の趣旨説明とともに今回の豪雨災害を受けて、下記の通り申し入れを行った。



笹渡会長の冒頭発言要旨です

今回の西日本豪雨災害を受け、四国各地の被災地を回ってきた。今回は災害問題を重点項目から外しているが、この災害により一人の離農者も出さないよう、ぜひ万全な対策をお願いしたい。その上に立って、4項目を要請したい。TPP11が批准され、さらに17日には日欧EPAが承認されたが、全国の農業者はこれからの農業に対して大変大きな不安を持っている。米問題、廃止された種子法についても多くの疑問があり、ぜひ農水省の見解を伺いたい。一方、国連で決議された「家族農業の10年」は、我々にとって大きな希望であり、高く評価している。農林水産業の発展のために力を尽くしていくためにも、この国連決議に対する皆さんの見解をぜひ伺いたい。

(申し入れ重点項目と回答)

家族農業を支える国連決議「家族農業の10年」を受け止め、そのための予算化を!

農政の基本的方向に関し、セーフガードの基準枠、低関税輸入枠を速やかに見直すこと。

国際経済課) 各国の交渉担当者もアメリカが戻った場合には枠については見直す必要があると理解しているため、アメリカの動向によって見直すことを考えている。

米の需給と価格の安定に国が責任を持つ政策を確立すること。

農産企画課) 需要に応じた生産をして頂くことが大きなポイントであり、産地が需要に応じた生産に安心して取り組めるように、国が責任をもって環境整備を行っていく。その具体的な方法として、一つは転作作物のための予算措置として、29年度予算に比べて154億円増の3,304億円を確保。もう一つは、産地品種銘柄ごとの価格の動向や在庫、販売数量の状況などの情報を提供し、産地への環境整備を図っていく。さらに豊作などに対しては保管経費の支援事業をしている。それでも所得が減少してしまった場合には、ならし対策や収入保険などのセーフティーネット措置を講じ、生産者に安心して生産して頂く環境整備に努めていく。

農業者戸別所得補償制度を復活させること。

経営安定対策室) 米の直接支払い交付金については、すべての販売農家に対して一定額の支援をしていたが、主食用米の消費量が年々低下し、生産量が需要を上回る課題が指摘されているため、29年産までの限定的措置とした。その上で、需要がある麦や大豆、飼料用米の生産など農地活用の促進など前向きな政策を推進していく。

輸入義務のないミニマム・アクセス米を廃止するとともに、国内産米価格の低下につながるSBS米を中止し、国産米の生産を増やすこと。

農産企画課) ミニマムアクセス米については、H5年に合意したガットウルグアイラウンドでのパッケージの一つとして、従来輸入がほとんどなかった品目について最低限度の市場参入機会を与える観点から、すべての加盟国の合意のもとに設定されたものであるため、数量削減や廃止は非常に困難である。SBS米はミニマムアクセス米の一部だが、毎年最大10万トン輸入しなければならないのではなく、需要に応じて1万トンの時もあるので、必ずしも国内産米価格に影響を与えるという認識にはない。

廃止された種子法を復活させるとともに、都道府県が引き続き主要種子を開発し、廉価で農家に普及できるように万全な予算確保と施策を講ずること。外資に主要種子を支配させないための対策を講ずること。

穀物課) 制度の運用は 4 月 1 日からだが、民間参入や需要に応じた種子の生産などの成果がでるまで、すぐに復活という結論は出せない。今後の運用を見守っていききたい。都道府県が業務を引き続き続けると判断した場合には、これまで通り交付税は確保する。補助金はもともとない。外資に種子を支配させないための対策としては、農業競争力強化支援法の中で国益に沿った種子生産、種子開発を行う民間業者に参入してもらうために、国も知見や種子生産技術を提供するようにと努力義務を述べている。提供した知見が外資に流れてしまうのではとの懸念については、買収された際の契約方法などの情報提供を都道府県に対して行うので懸念には当たらない。今後も都道府県の業務は継続されるので安心して頂きたい。我々も総力をあげて民間の力を借りながら種子の品種開発、栽培技術の更新、普及を続けていく。

国連総会が議決した 2019 年から 10 年間にわたる「家族農業の 10 年」を正面から受け止めた実施計画を明確にし、そのための予算化を行うこと。

経営政策課) 持続可能な開発目標 (SDGs) として、家族農業の果たす役割は重要であるとした国連決議は農水省としても評価している。日本の農業者はほぼ家族農業者であり、家族農業を支えることを農水省として取り組んでいる。予算については単年度主義なのでその年その年で必要なものを予算化し支えていく考えだが、現時点では計画を策定する考えにはない。

(おもなやりとり)

先進国最低の自給率を上げ、

米の価格安定と所得補償に、国がきちんと責任を持つこと！

農民連より、日本の農政に重大な禍根を残し、国民の暮らし、食の安全や地域経済にも重大な影響を与える TPP11 を通したことを強く批判した。その上で、セーフガード措置の適切な見直しができなかったことについて、期限の明示と文書の確証を求めた上で、日本の農産物を守る立場から生産者の懸念に対してきちんと根拠を示すべきだと申し入れた。また、米価暴落の対策として国の責任で価格安定と戸別補償制度を復活させること、種子法廃止は立法趣旨からも矛盾しており廃止する必要はなかったこと等を訴えた。さらに、家族農業が深刻な打撃を受けている中で、持続可能な社会の発展のためにも家族農業こそ効率的だとする国連決議の「家族農業の 10 年」を成功させるための予算編成と実行プログラムづくりを強く求めた。



これに対し農水省からは

持続可能な発展目標において、農業の果たす役割は重要である ～農水省

- なぜセーフガードの見直しを行わなかったのか、についてはTPP11を早期に締結しようとの意図を踏まえての結果。アメリカが戻って来た時には見直す。
- 持続可能な開発目標に関しては、農業の果たす役割が重要であることは承知しているし、家族農業を支えるための予算をとっていききたいと思っている。志は皆さんと一緒にある。

<厚生労働省>

国民の生存権を守る立場で交渉することが、厚労省の役割である！

7月30日に行われた厚労省交渉では、全生連の安形会長、田川事務局員、全日本民医連の山本、林両事務局次長、年金者組合の増子中央執行委員、全商連の大友事務局員、新婦人の池田事務局員、国民大運動の渡辺事務局長が出席し、厚労省側は、年金局の廣島係長、尾山課長補佐、松本専門官、援護局の池沼法令係、穴井基準係、子ども家庭局の市川、荒田両係長、坂口調整係、医政局の荒巻法令係、保険局の菅原法令係、老健局の秋山推進係、平賀基準係、岡田研修係ら計13名が対応した。交渉に先立ち参加者を代表し



て、安形会長が要請書を手交するとともに、「生存権に対する国の責任放棄の中で国民の生活はほんとうに大変な状況だ。厚労省はこの実態をよく見て、財務当局に対して生存権を守る立場から交渉するよう」にと、強く申し入れた。（写真右）

（申し入れ重点項目と回答）

**国保事業は支え合い・相互扶助ではなく、社会保障の向上に寄与すべきもの！
高すぎる国保料を引き下げ、国庫負担で国保財政の安定化をおこなうこと！**

運営が困難に陥っている国民健康保険の国庫負担率を引き上げ、当面医療費の45%に戻すことなど国の責任で国保運営の改善を図ること。

国民健康保険課）財政が厳しい中、3,400億円の追加支援を行っている。具体的には、低所得者が加入する保険者の多い自治体へ平成27年度から1,700億円、30年度からは子どもの多い自治体に1,700億円と、自治体の実情にあわせて支援していきたい。

保険料（税）未納者に対する制裁としての「短期保険証」「資格証明書」の発行を直ちに中止し、すべての対象者に正規の保険証を交付すること。国民健康保険の財政運営を都道府県への移行にあたり、一般会計法定外繰入や保険料決定など、市町村の独自の権限を侵害しないこと。

国民健康保険課）支払能力がないなど特別な事情がない限りは、状況に応じて差し押さえ等行い厳正な対処を行っているが、特別な困難者に対しては、減免や分割納付など個別の相談には応じている。そうした中で短期保険証は、滞納者の個々の事情を把握しつつ納付指導を行うことにより保険料の収納確保を目的とするものであり、国民皆保険の制度の趣旨に反してはいない。資格証明書は、特別な事情がないにもかかわらず長期に渡り保険料を滞納している世帯に対して必要な制度だと考えている。但し、機会的な運用を行わないように指導はしている。また、一般会計の繰り入れは、各自治体の判断で行われているが、保険料の伸びの抑制などの負担軽減や財政支援により負担軽減につながるとも考えている。赤字補填のために行っている一般会計の繰り入れについては、健全な財政運営のために計画的段階的に対処するようにお願いしてきた。今後とも収納率の向上や保険料の適正な設定等により赤字の解消に取り組んで頂きたい。

生存権を脅かす差し押さえをやめ、差し押さえを助長する、自治体への交付金制度を廃止するこ

国民健康保険課）保険料の収納率改善は、制度の維持や被保険者間の負担の公平の観点から重要であり、今回設けられた保険者努力支援制度には、収納率向上に関わる指標も設けられているが、同時に医療費の適正化への取り組みの指標も設けている。

マイナンバーの記載がなくても受理しないことはない、と明記する～年金局

来年度の扶養親族等申告書を作成するにあたっては、マイナンバーは記載しなくても不利益にはならないことを明記すること、税率を一律5%にするように、所得税法の改正を国税庁に提起すること。また、2008年7月の閣議決定(下請け、定数問題)は抜本的に見直すこと。

年金局事業管理課）控除対象となる方や扶養親族となる方のマイナンバーは、所得税法で決められた記載事項であるので、昨年から記載をお願いしているが、記載がなくても受理しないことはない。その場合でも源泉徴収の計算を行っており、日本年金機構のホームページで周知している。平成31年の扶養親族等申告書にも“マイナンバーの記入がないことのみを持って扶養親族申告書を受理しないことはない”と明記する。扶養親族申告書を提出した場合には、税率は5.105%、提出しない場合の税率は10.21%になり該当する控除は受けられないので、必ず提出をお願いしたい。

長年の懸案である年金の毎月支給を来年度から必ず実施すること。当面、来年度は13ヶ月の支給になるので、その1ヶ月分を財源化するよう財務省に強く要求すること。

年金局事業管理課）コスト面、業務面の問題があるので、現時点での毎月支給は困難である。コスト面は、年金受給者は約4000万人おり、日本年金機構のみならず、各共済組合や日本銀行等の金融機関、

税金や介護保険料の特別徴収をしている市町村も当事者となり、その全てのシステム開発が新たに必要になる。また、業務面では、毎月支給となると業務量がさらに膨大になりミスが発生する可能性が高くなるから、現時点では困難と考える。

生活保護制度の改悪をやめ、生活扶助基準を2012年の基準かそれ以上に引き上げ、廃止された「老齢加算」を復活すること。「住宅扶助」、「冬季加算」を引き上げること。

援護局) 一般低所得世帯の消費実態との均衡が図られているかどうか、5年に1回定期的な検証を行っているが、今回の見直しも生活保護基準を全体として引き下げるものではない。夫婦子ひとりの一般所得世帯の年収の下位10%をモデル世代とし、その年収の下位10%にあたる世帯の消費水準と生活保護基準を比較したところ、概ね均衡しておりそれほど差は見られない。政府としては、見直しにともなう減額幅を最大マイナス5%以内に抑え、今年の10月から3回に分けて段階的に施行する。生活保護制度が引き続き国民から信頼を得るためには、いずれも必要な見直しだと考えている。

親族の扶養を生活保護受給の要件にはしていない ～社会・援護局保護課

生活保護法改悪による「払いすぎた保護費」の返還や後発医薬品(ジェネリック)の使用を強要しないこと。国民の生存権を国の責任で保障するため、生活保護費を大幅に引き上げ、権利としての制度であることを広報し、捕捉率を高めること。当事者の事情を配慮せず、扶養の強要や一方的な就労指導などの人権侵害を是正する措置をとること。

援護局) 払いすぎた保護費の返還の件について、申出書は任意に基づくもので提出を強制するものではなく、申し出の取り消しも認めている。金額については、単身で5000円程度、複数世帯で1万円程度を上限としている。返還金に関する運用に関しては、本人の意思を尊重し生活に支障が生じないように、地方自治体にも周知をしていきたい。

後発医薬品の件について、先発医薬品を50%使用するという目標を達成するために生活保護改正案に盛り込まれたものだが、被保護者に対して必要な医療の給付が行われ、また医師が使用を認めている場合に限り原則化するものであり、医師が妥当でない判断した場合には、先発医薬品を使用することができるので、平等性を失うものではない。

捕捉率の問題は、生活保護は基本的に申請主義なので、申請がなければ把握が困難であり、厚労省としても必要な方を確実に把握することが重要と考えているため、地方自治体に対してリーフレットやホームページ等で周知を図るほか、民生委員等の関係機関と連携して生活に困窮する方の発見に努める。

扶養の強要等の問題だが、扶養義務者からの扶養については生活保護受給の要件にはしていない。扶養を行うかについては当事者間の話し合いによって決められるべきもので、一律に扶養を義務づけているものではない。保護を必要としている方が受給できるように処理することが必要だ。

就労指導の問題だが、働く能力のある方が、就労して自立できるように本人の意欲や能力、環境に応じて多様な支援を行っているが、本人合意のもと、就労支援を行うよう国から通知をしている。

在宅や施設で必要な介護を受けられるよう、国の責任で介護制度を抜本的に拡充すること。そのために、要支援・要介護1・要介護2を介護保険から切り離し、市町村に丸投げする「総合事業」は止め、すべての高齢者が介護保険で必要な介護を受けられるようにすること。

老健局) 要支援1・2の方の訪問介護、通所介護について、平成26年の介護保険法の改正により創設された総合事業によって、平成29年4月から全保険所において実施されている。厚労省としては、市町村に丸投げではなく、全国の保険所の実態把握や先行事例の分析等が適切に実施され、円滑に推進されるように取り組んでいきたい。

要介護1・2の方の件は、平成31年度までに地域支援事業への移行を引き続き検討して必要な措置を講ずる。現時点では結論は出ていないが、介護の重度化を防ぐという理念を踏まえて、高齢者の自立支援のために、制度の持続可能性や介護人材の確保に留意して審議会等で議論して頂きたい。

"生活援助中心型" 介護サービスの利用制限を行うものではない ~老健局

生活援助（訪問介護）の利用回数を制限しないこと

老健局) 今般の改定において、通常の利用状況からかけ離れた回数のケアプランについては、市町村への届けを義務づけ検証を行っている。生活援助中心型サービスについては、必要以上のサービス提供を招きやすいという指摘がある一方で、利用者は認知症等様々な事情を抱えているので、利用回数を超えたことによって利用制限を行うものではない。

ケアプランの有料化や利用料の引き上げは、慎重に検討したい ~老健局

ケアプランの有料化、利用料の引き上げなど、サービス利用に困難をもたらす制度見直しの検討を行わないこと。

老健局) ケアプランの有料化に伴う利用者負担は現在検討中である。利用者や家族にコスト意識を持ってもらうために一定の負担が必要という賛成の立場とサービスの利用抑制につながる危険性があるという反対の意見等様々な意見があるため、慎重に検討したい。利用料の引き上げは、平成29年の見直しで現役並の所得を有する方に3割負担を導入したが、今後の対象者の拡大を前提としたものではなく、負担割合は原則1割に据え置いている。

待機児童の解消は、国・自治体の責任で公的認可保育所の増設を基本におこなうこと。保育の無償化の対象施設は、国の指導監督基準を満たしていることを最低限の条件とすること。

子ども家庭局) 子育て安心プランの中で、2020年度までに待機児童解消として全国に32万人分の受け皿整備を目標として掲げているが、実際には市町村で取り組むかたちになる。国が施設や改修費の補助を行い、通常であれば1/2が国庫補助率だが、一定の要件を満たした市町村が整備を行う場合には、2/3に引き上げて保育所を増やす支援を行っている。

自治体が独自に手厚くしてきた認可保育所の保育士の配置基準・面積基準を国基準に切り下げ、子どもを詰め込む規制緩和はやめること。保育所最低基準を引き上げ、それに見合う財政保障を行うこと。

子ども家庭局) 待機児童の問題は、特に中心市街地では地域による差がとても激しい。子どもが多く保育所問題を抱えている地域がある一方で、子どもの数が少なく統廃合が進んでいる市区町村があるので全国一律の基準を設けるのは慎重な判断が必要だ。そうした中で、平成27年、職員の配置基準の改善に向けているところには補助金の上乗せや加算を行えるよう検討を進めている。保育の無償化や賃金改善、処遇改善は、内閣府の所管であるが、文科省も含めて横のつながりを強化して、処遇改善、質や量の確保、保育士などの人材確保に向けて連携していく。

医師の長時間労働の実態改善に向け、 地域医療体制の確保等の観点で検討している ～医政局

医師の働き方の是正にあたっては、地域医療に深刻な影響を与えることのないように配慮するとともに、財源についても十分な保障をおこなうこと。

医政局) 今回の働き方改革関連法の中で、医師の働き方は長時間労働の実態があり、時間外労働規制の対象になったが、一方で、応召義務も課せられている。そうした中での実施は、働き方改革施行の2年後をめどにしている。昨年の8月より検討会を立ち上げ議論し、医師の労働時間短縮に向けて全国に周知しているところだ。今後も、勤務医の時間外労働規制、勤務条件の改善策など、医師の健康管理だけでなく、地域医療提供体制の確保や医療の質と安全を確保するために多角的に検討していくことが重要である。また、医療従事者の勤務改善の財源として、都道府県により地域医療介護総合確保基金を活用することが可能である。

(おもなやりとり)

生存権を国の責任で保障するために、 生活保護が国民の権利であることをしっかりと周知させること!

年金者組合は、扶養親族等申告書をわかりやすいものにするとともに、税率を一律5%に戻すことと毎月支給の実施を強く求めた。

全日本民医連は、今回の西日本豪雨災害被災地域での負担金や医療費の免除等の対応への感謝を伝えるとともに、引き続き現場の実態に沿うような対策の継続強化を求めた。また、国保料の問題で「この間国庫負担は下げ続けられてきたが、国が社会保障として、国民皆保険に見合う国保財政を国庫負担で安定させるべきだ」と申し入れるとともに、今回投入の3,400億円の効果についての調査を公表するよう求めた。さらに介護離職の実態を受けて、具体的に生活援助の上限回数やケアプランの有料化、総合事業の基準緩和サービスなど介護保険の見直しが逆行している状況をあげ、「公的サービス外ではなく、本来の目的である、その人らしい生活を送ることができるよう自立支援サービスを行うべきである」と申し入れた。更に、「医師の過酷な労働実態解消のために、医師不足を補うための財源確保こそ重要だ」と

強く求めた。

全生連は、後発医薬品の原則化は国際人権規約からも差別にあたると指摘されていること、63条による過誤払いの返還金については本人の任意になっていない実態とともに基礎控除や加算分からの返還をやめるよう求めるとともに、生存権を保障する立場で「生活保護は皆さんの権利だということを国の責任でしっかりと周知するべきだ」と申し入れた。

新婦人は、幼児教育の無償化に伴い、経過措置として監督基準を満たさない無認可保育所も対象となるため、保育事故につながる安全上の問題を指摘し、5年の経過措置をやめるよう求めた。



これに対し厚労省からは

生活保護制度が権利であることの周知は、今後も努力したい ～援護局

- 税率の件は、今年からわかりやすいように手引きを同封しており、毎月支給についてはコスト面で現役世代の負担につながることも検討しなければならない。
- 国保運営財源としての平成30年からの3,400億円の被保険者レベルでの効果については、検討し今後公表する。
- 介護サービスの見直しについては、自立支援の考え方に変わりはなく、総合事業としても地域で安心して生活できることを目標にしている。
- ジェネリックの件は、生活保護の方に偏っている訳ではなく、8割使用してほしいとの目標がある。
- 生活保護制度が権利であることについてはホームページなどで周知しているが、今後も努力したい。
- 幼児教育無償化に伴う5年の経過措置については、検討中である。

<総務省>

住民福祉の増進のために、国の責任で財源を確保すること！

トップランナー方式をやめて、国庫補助負担金の存続・充実を！

7月30日に行われた総務省交渉では、自治労連の小泉中央執行委員、全商連の原運動政策局次長、天野事務局員、国公労連の中本中央執行委員、全教の山本中央執行委員、国民大運動の渡辺事務局長が出席し、総務省側は自治税務局の本橋係長、自治財政局の吉田主査、自治行政局の植木係長ら3名が対応した。交渉に先立ち、自治労連の小泉中央執行委員が要請書を手交し、国民大運動の渡辺事務局長が要求の趣旨説明を行った。(写真右)



(申し入れ重点項目と回答)

特別徴収税額通知書には、当面の間マイナンバーを記載しなくてもよい ~自治税務局

慢性的な長時間残業と不払い残業を根絶するために、職員抑制施策を改め、公務員が「全体の奉仕者」として職務に専念できるよう賃金労働条件の改善及び、人員の確保を図ること。

自治行政局) 地方公務員の時間外勤務については地方公務員法等に基づき、正規の勤務時間を超えて時間外勤務の命令を発して勤務をさせた場合は、時間外勤務手当を支給すべきものとする。各地方公共団体においては法律の規定をふまえ条例の定めにより、適切に対応して頂いているものとする。

地方自治体が「住民福祉の増進を図る」ことができるように国の責任と負担で財源を確保すること。国が地方に介入して「行革」をおしつける地方交付税への「トップランナー方式」を廃止すること。国が国民の基本的な人権を保障するナショナルミニマムを支えるために支出している国庫補助負担金は存続・充実させること。

自治財政局) トップランナー方式の導入にあたっては、地方交付税が本来持つべき財源保障機能を適切に働かせ、かつ住民生活の安心、安全を確保するということがまず大前提である。そのために庁舎管理の民間委託、情報システムのクラウド化など、実態を踏まえて多くの団体で取り組んでいるものを対象とするとともに、小規模自治体に対してはその影響が平準化するように段階的な数値の反映を行っている。引き続き、地方公共団体の財政運営に支障が出ないように、適切に対応していく。

個人番号流失の原因となった特別徴収税額決定通知書の個人番号記載欄を削除すること。

自治税務局) H30年度の税制改正において、紙の特別徴収税額通知書を交付する場合には、当面の間、マイナンバーを記載しなくてもよい。

「給与支払報告書」など住民税関係の法定資料において、マイナンバーが不記載でも関係部署は書類を受け取り、市民や従業員、事業者に記載を強要しないこと。

自治税務局) 可能な限り事業所様の方にも公平公正な課税のために、マイナンバーを記載して頂くよう、総務省としても理解頂くよう努めて行くので、よろしく願いしたい。

(おもなやりとり)

職員が削減され続け、災害発生時に適切な人員配置ができない！

国として地方自治にきちんと責任を持っていただきたい！



自治労連は、これまで職員が削減され続けたことによる深刻な人員不足とサービス残業横行の職場の声と実態を伝え、適切な人員配置と時間外勤務手当の管理をきちんと行うよう申し入れた。

また、自治体に大きな負担を強いるだけでなく、今回の豪雨災害のように適切な人員配置ができず地域住民にも影響を及ぼすトップランナー方式について、廃止を求めるとともに、骨太方針 2018 の中で窓口業務への導入が出されていることに対して、厳しく批判し撤回とともに地方自治に対し国。

全商連は、マイナンバーについて、特別徴収税額決定通知書に記入しなくてもよいのであれば、復活につながるような番号記入欄は削除するべきだとし、憲法違反であるマイナンバーの強制は行わないよう申し入れた。

全教は、トップランナー方式によって経費を低く抑えるために学校の現業職員が民間委託される問題をあげ、民間委託への移行により、安心安全が保障されるべき学校現場への影響や雇用についても大きな問題があると指摘し、教職員の立場からもトップランナー方式の廃止を求めた。

国公労連は、職場で実施したアンケートから、時間外勤務の平均が 50 時間に及び 8 割が未払い残業である実態を伝え、人員確保の予算化をきちんと行うよう求めた。

国民大運動は、今回の西日本豪雨災害での対応に触れながら、国の基礎は地域であり自治体であるとする総務省設置法の視点から予算や施策の具体化を行うべきだ、と申し入れた。

これに対し総務省からは

- 職員削減については、H18 年からの改革当時は削減するよう進めていたが、今は適切な人員配置を指導まではできないが、助言はしている。
- 「特別徴収税額決定通知書」へのマイナンバーは「当面の間記載しないこと」としており、「給与支払い報告書」への記載は記入をお願いしているものである。強制するものではない。

＜経済産業省＞

**中小企業庁の基本的な役割は、中小企業を守り、
育成し発展させることであるはず！**

7月30日に行われた経産省交渉では、全商連の中山常任理事、竹村事務局員、国公労連の中本中央執行委員、国民大運動の渡辺事務局長が出席し、経産省側は中小企業庁財務課の久保山係長、取引課の渡部氏、企画課の舩越氏、総務課の軽部氏ら4名が対応した。交渉に先立ち、中山常任理事が要請書を手渡し渡辺事務局長が要求の趣旨説明を行った。（写真右）



（申し入れ重点項目と回答）

**消費税は5%に戻し、税率の引上げは中止すること！
法人税減税はやめ、大企業に應分の負担を求めること！**

消費税率を5%に戻し、今後の税率の引き上げは中止すること及び、複数税率と免税業者が取引から排除されるインボイスは実施しないよう、貴省として内閣に申し入れること。免税点を3,000万円まで引き上げ、簡易課税制度の拡大など、納税義務者＝中小業者の負担軽減を関係省庁に求めること。法人税の一律減税は止めて累進税率とし、大企業に應分の負担を求めること。中小企業への外形標準課税は導入しないよう求めること。

事業環境部財務課）消費税は政府として検討していることであるので、中小企業庁財務課の方でも必要なサポートはしていきたい。ただ消費税増税に伴う軽減税率については、初めての経験であり様々な対応が発生するので、啓発活動や相談窓口を設け対応できるようサポート体制を整えたい。また、軽減税率に対しては、レジのシステム改修に伴う資金のサポートで対応したい。インボイスについては、中小企業にとっても新たな負担となるので、実態把握やどのような対応が必要になるか検討していく。外形標準課税については、中小企業庁だけで解決できることではないので対応できることではないが、慎重に対応していきたいと考えている。

中小企業への官公需発注の増額と発注価格の適正化を行うこと。受託企業の適正な労務費と利益を保障する公契約法を制定し、自治体による公契約条例の制定に向けて支援すること。

事業環境部取引課) 官公需総額約7兆円のうち55.1%を中小企業、小規模事業者向けの契約目標として取り組みを進めてきている。平成30年度基本方針に関しては、まもなく閣議決定をして公表する。発注価格の適正化については、従来から需給の状況や原材料費、人件費などコスト面での最新の実勢価格を踏まえた積算に基づき、地方消費税の負担等勘案した上で、適切に予定価格を作成するよう国、各府省庁、自治体に対して促している。今後とも適切に取り組んでいくよう促進していく。公契約法、公契約条例に関しては、野田市などいくつかの自治体で条例化していることは承知しているが、我が国の賃金等労働条件に関しては、最低賃金法等の関係法令に反しない限り、労使が自主的に決定するよう定めているものであり、また、予算の効率的な執行や契約の適正化をはかることも必要なので、公契約法の制定に関しては慎重な検討を要すると考えている。

最低賃金引き上げ、地域間格差をなくすためにも、公正取引の確立と中小企業の人件費負担を軽減する直接支援を導入すること。中小事業所とそこで働く労働者の社会保険料負担を引き下げる
こと。

事業環境部企画課) 最低賃金については先週、厚労省でめやすが出たところだが、制度的には両方とも厚労省が見ていくというところではあるが、中小企業庁としては事業者が最賃引上げや原資づくりの生産性向上等の2本柱でやっていくものである。具体的な支援について、賃金引上げについては今年の税制改正で向上率の拡充ということで直接的な支援をやっていく、生産性向上というところで、中小企業庁として原資づくりを引き続き支援していきたい。



(おもなやりとり)

34 府県に被害が広がった西日本豪雨災害、 復興の足かせになる消費税増税は、今すぐ延期の判断を！

全商連は「西日本豪雨災害の被害が広がっている中で、10%への税率引き上げの負担が被災地に覆いかぶさるものだ」と強く批判した。税理士の団体や商工会議所も反対の声を上げている煩雑な作業を伴う複数税率やインボイス制度、外形標準課税等、中小業者を苦しめるこうした制度を導入しないよう求めた。また「最賃引上げについては中小業者の経営が圧迫されないような環境づくりを」と、人権費負担軽減等への直接支援や雇用調整金への軽減措置等の実施を求めた。さらに今回の豪雨災害に対して、実情に合わせた補助金の早急な実施を強く求めた。また、重点要求ではないが、原発に頼り仕事を奪われた企業に対して、自然エネルギーの活用等と結びつけながら補助制度などの創設するよう求めた。

国民大運動は「消費税 10%の引き上げについては財務省との交渉の中でも増税ありきであった」とし、「中小企業の育成と発展が基本的な立場である中小企業庁として、中小企業を守る立場で増税中止を国に申し出ていくべきだ」と強調した。また、全国での最賃引上げと公契約条例の制定を求める運動の成果により、地元での雇用が生まれ、地域の中小企業や経済の発展にもつながる公契約法を制定するように求めた。

これに対し経産省からは

社会保険料の負担の引き下げを求める声は届いている ～中小企業庁

- 増税となった場合にどのような負担があるのか、現場レベルでの意見を集め精査しながら検討したい。
- 軽減税率の細かい仕分けについてはまだ認識できていない。
- 災害に対する補助金について、熊本の時のようなものが今回も適用されるか微妙だが、柔軟に対応していきたい。
- 公契約条例制定にむけての自治体への周知についてはできていない。
- 平成 30 年度の中小企業への官公需発注率は、まだ公表できないが、下がることはない。
- 中小企業で働く労働者の社会保険料の負担の引き下げを求める声は、届いている。

以 上